

## 足利市営繕工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法等の運用

足利市営繕工事における週休2日制工事実施要領（以下、「要領」という。）第10条第2項に基づく積算方法の運用を次のとおり定める。

### 1 工事費の積算方法

週休2日制工事において、現場閉所または現場休息の状況に応じて、「2 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

### 2 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

#### (1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に要領第10条の補正係数を乗じて補正する。  
なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

#### (2) 市場単価等

市場単価と補正市場単価は、要領第10条の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。基準単価、基準補正単価については、建築工事積算要領等の資料第3章5（3）による。

【新営工事の場合】市場単価（または補正市場単価）×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】市場単価（または補正市場単価）×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】市場単価（または補正市場単価）×改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載単価を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】物価資料の掲載単価×新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】物価資料の掲載価格×改修補正率